

第12回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月22日(木) 13時30分から

2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2

3. 出席委員 14人

会長	1番	内海 武博			
会長職務代理者	2番	作田 博	3番	折元 文則	
	4番	上野 悟	5番	安井 弘之	6番 夏見 弘則
	7番	得納 逸二	8番	宮丸 和也	9番 鈴木 義昭
	10番	荻田 光	11番	日南田貴美	12番 吉儀 良弘
	13番	桜井 陽子	14番	島津 健治	

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 なし

5. 議事録署名委員の指名 12番 吉儀 良弘 13番 桜井 陽子

6. 議事日程

第1 付議事項

- 議案第61号 世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について
- 議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請について(7件17筆)
- 議案第63号 農地法第4条の規定による許可申請について(2件2筆)
- 議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請について(8件14筆)
- 議案第65号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)
- 議案第66号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)について(利用権設定)

第2 協議事項

- (1) 下限面積(別段の面積)の設定について

第3 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
- (3) 非農地証明申請について(5件5筆)
- (4) 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期について
- (5) 農地転用(農業用施設)届出書の受理について
- (6) 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について
- (7) 農業相談について

第4 連絡事項

- (1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 山口 徹・係長 城西 隆志・主査 澤井唯華

8. 委員・事務局職員以外の出席者 産業振興課 主任主事 西内 隆貴 主任主事 藤川 優貴

9. 傍聴者 なし

10. 会議内容(議長 1番 内海 武博) (開会 13時30分)

事務局 はい、定刻となりましたので総会を開催いたします。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席をしてください。では会長、挨拶をお願いします。

会長 はい、皆さん、改めましてこんにちは。いよいよ押し迫ってまいりました雪もこの週末はかなり降るようです。皆さん十分に健康あるいは事故等の無いようにお気をつけになってお仕事をさせていただければというふうに思います。昨日は尾道で農業会議の研修会があり、11名の農業委員さん、最適化推進委員さんが参加されました。今までの研修と比べて、法改正から時間が経っており、説明される側も参加した我々にとっても、非常に分かり易い内容であったと思えました。参加できなかった方には、作田副会長が持って帰られた資料を机の上に置いてありますのでそれをまた見てください。それから、総会が終わった後にもう少しそれについての話をさせていただければというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは第12回農業委員会総会を開会いたします。現在の在任の委員は14人で現在の出席委員は13人です。遅れるということで9番 鈴木委員さんから連絡がありました。また途中退席ということで10番 荻田委員さん、11番 日南田委員さんより報告受けましたので、その様な事で進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。世羅町農業委員会会議規則第6条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので総会は成立いたします。本日の総会の議事録署名者は、12番 吉儀良弘委員、13番 桜井陽子委員にお願いします。

(報告事項)

議長 付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から、報告事項(1)「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 はい、議案集127ページをご覧ください。「報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」合意解約の関係でございます。今回、合意解約の関係が11件ございます。(以下11件28筆について議案集により報告。)説明については以上です。

(付議事項)

議長 はい、次に付議事項に入りますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、推進委員の方は1名のみ入室し、事務局からの説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。また、待機場所が密となるため、報告が終わられた推進委員はお帰りいただくこととします。

(議案第61号)

議長 それでは議案第61号「世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より依頼されており、農業委員会の意見を求められています。この件については、世羅町産業振興課より説明をお願いします。

産業振興課産業振興係の西内です。よろしくお願いたします。それでは議案第61号「世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について」の説明をさせていただきます。お手元の資料の2ページにあります「世羅農業振興地域整備計画変更理由書」が概要となっております。今回、農業区域から除外するものは20件26筆で、除外理由の内訳は駐車場用地が1件、資材置場用地1件、太陽光発電パネルの設備設置が9件、非農地通知によるものが9件です。4ページをお開きください。なお、位置番号順に位置図を付けておりますので併せてご確認ください。最終ページに地図のおおよその場所が分かるように印を付けておりますのでご確認ください。今回、世羅農業振興地域整備計画から除外しますものは、20件26筆の面積は、16,120.14㎡でございます。具体的な場所・面積等は次の通りでございます。12ページ13ページをお開きください。位置番号1、大字小世良字大谷山10094-10合計面積が208㎡になります。除外理由については非農地証明による除外ということになります。続きまして14ページ15ページをお開きください。位置番号2、大字別迫字砂築1475-1・1475-2面積につきましては、合わせまして355㎡になります。こちらにつきましても非農地証明の提出により除外ということになっております。続きまして16から18ページをご覧ください。位置番号3、大字伊尾字清信2044-1・2045-1・2045-2・2051-1になります。面積につきましては、4筆合わせまして2,263㎡になります。こちらの用地につきましては太陽光パネル発電設備の設置ということでの除外申請を受け付けております。続きまして19・20ページをご覧ください。位置番号4、大字伊尾字清信2047、面積につきましては1,776㎡になります。除外理由につきましては、太陽光発電設備の設置ということになります。続きまして21・22ページをご覧ください。位置番号5、大字伊尾字清信2055-1・2056-1になります。面積は、2筆合計で1,146㎡になります。こちらについても太陽光発電パネルの設置ということでの除外申請を受けております。続きまして23・24ページをご覧ください。位置番号6、大字宇津戸字藤ノ木778-1になります。こちらの面積は1,058㎡になりまして、こちらでも除外理由も太陽光発電パネルの発電設備の設置ということになります。続きまして、25・26ページをご覧ください。位置番号7、大字宇津戸字関谷1398-1になります。面積につきましては1,486㎡、除外理由につきましては太陽光発電パネルの設置ということになります。続きまして27・28ページをご覧ください。位置番号8大字宇津戸字仲間2428-1になります。面積につきましては133㎡になります。除外理由につきましては非農地証明のため除外ということになります。続きまして29・30ページをご覧ください。位置番号9、大字宇津戸字仲間2430-4になります。面積につきましては82㎡になります。除外理由につきましては非農地証明の受付による除外ということになります。続きまして31・32ページをご覧ください。位置番号10、大字宇津戸字仲間2471-1、面積は133㎡になります。こちらの除外理由は非農地証明によるものとなります。続きまして33・34ページをご覧ください。

位置番号11、大字黒淵字東山 355-92・355-103 になります。面積は2筆合わせまして2,110㎡になります。除外理由の方は非農地通知によるものとなります。続きまして35・36ページをご覧ください。位置番号12、大字本郷字釜田 2222 になります。面積は880㎡になります。除外理由の方は太陽光発電パネルの発電設備設置ということになります。続きまして37・38ページをご覧ください。位置番号13、大字寺町字池田 215-1 になります。面積は917㎡になります。除外理由は太陽光発電パネルの発電設備設置ということになります。続きまして39・40ページをご覧ください。位置番号14、大字寺町字池田 245-1 になります。面積は1401㎡になります。こちらの除外理由についても太陽光発電パネルの発電設備設置ということになります。続きまして41・42ページをご覧ください。位置番号15、大字寺町字池田 246-1 になります。面積は1098㎡になります。こちらの除外理由につきましても太陽光発電パネルの発電設備設置ということになります。続きまして43・44ページをご覧ください。位置番号16、大字賀茂字大通 500-1 になります。面積は388㎡になります。除外理由につきましても資材置場の用地にされるということで申請を受けております。続きまして45・46ページをご覧ください。位置番号17、大字堀越字柳原 205-3、面積は9.14㎡になります。除外理由は非農地証明を受け付けたことによる除外となります。続きまして47・48ページをご覧ください。位置番号18、大字堀越字場正面 392-1 になります。面積は351㎡、除外理由につきましても駐車場用地として除外されるようです。続きまして49・50ページをご覧ください。位置番号19、大字堀越字神田 1074-2 になります。面積につきましてもは217㎡、除外理由につきましてもは非農地証明によるものです。続きまして51・52ページをご覧ください。位置番号20、大字長田字大原 121-4、面積につきましてもは109㎡、除外理由につきましてもは非農地証明によるものです。以上除外します全ての合計面積は、16,120.14㎡でございます。また、今回除外しますものは農地法第13条第2項の全ての要件を満たしております。以上で世羅農業振興地域整備計画の変更の案件でございます。これで説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長

はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長

ありませんか。

議長

はい、どうぞ。

6番

6番夏見です。あの、各理由の中にですね、影響は軽微という言葉がずらずらと並んでいるんですが、これは、農業委員会を通したものが産業振興課の方へ行って、それをまとめたものですか。それとも別なものですか。ここで話し合ったもので、軽微なものが通ったものはないと思うんですが。

6番

もう一つは、この軽微というものが何をさしているのか。

議長

はい、産業振興課。

事務局長

産業振興課長を兼務しているのでいいでしょうか。

議長

はい、どうぞ。

産業振興課長 失礼いたします。産業振興課長ということで、回答させていただきます。今、夏見委員からご指摘がありました理由の中に「軽微である」という書き方をしております。これにつきましては、前々回だったかと思いますが、別な農地でですね、こういう表現をしております、ご指摘をいただいた件と同じものではないかと言うふうに思います。産業振興課の方でその辺を整理をしとく必要がありました、ちょっと私がその辺の整理を担当へしてない部分がありました。これにつきましては、表現の仕方としては、軽微であると言うふうに表現しとるところがございますが、現実にはですね、「問題が生じることはない」と言うふうに読み替えていただいても結構だと思います。多少でも問題のあるものを出したということはありませんので、今後については、表現については少し整理をさせていただきたいということで、これについては、問題ないということをお願いいたします。

議長 6番委員さん、どうですか。よろしいですか。

6番 はい。

議長 それではその様をお願いします。

議長 他にありませんか。

議長 はい、10番委員さん。

10番 はい、10番荻田です。位置番号16の43ページ・44ページの件でけど44ページの上で500-1が申請地なんですけど、500-4は農地じゃないということですかね。

議長 はいどうぞ。

事務局 はい、こちらについては農地でなくてですね、現状で言いますと「道」になります。

10番 はい、解りました。

議長 よろしいですか。

10番 はい。

議長 他にはありますか。

議長 ございませんか。

議長 では、原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

議長 はいありがとうございます。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

（議案第62号）

議長 それでは、議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請について」（7件17筆）を議題といたします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。（推進委員入室）

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集1ページをご覧ください。議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

(議案第 62 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受人)	現地調査委員	現況地目	地積
		(渡)高齢で耕作困難となり後継者もないため。 (受)所有農地に隣接し、居住地からも近いため。	黒木啓 勝見 藤高	田 5 筆	5,143 m ²
		(渡)町外在住で旧自宅から離れた場所で耕作管理しにくい (受)実家に近く野菜の耕作をするため。	黒木啓 勝見 藤高	畑 1 筆	173 m ²
		(渡)高齢で耕作困難となり後継者もないため。 (受)現在管理している農地であり、規模拡大のため。	茶谷 湯川 是竹	田 4 筆	2,466 m ²
		(渡)会社勤めで耕作困難な状況になっているため。 (受)規模拡大をしたく隣接地と併せて購入する。	是竹 堀田 湯川	田 1 筆	1,756 m ²
		(渡)財産処分。 (受)規模拡大をしたく、居住地から近いので購入する。	下原 相良 稲田	田 1 筆	1,811 m ²
		(渡)高齢で耕作困難となり後継者もないため。 (受)居住地から近いので取得管理する。	綿谷 神尾 中村	田 1 筆 (現況畑)	205 m ²
		(渡)高齢で耕作困難となり後継者もないため。 (受)親類の譲渡人が管理できなくなり農地管理と野菜栽培をするため譲渡を受ける。	綿谷 神尾 中村	畑 1 筆 田 3 筆	1,401 m ²

事務局からは以上です。

事務局

(議案集により 1 件目・2 件目について朗読説明。)

議長

はい、1 件目・2 件目について黒木啓之委員さんより報告をお願いします。

黒木啓委員

はい、1 件目なんですけど、新しく譲り受けた後、耕作される方が、自分のこれまでやられたとこと隣接しているということで、良かったんじゃないかなというふうに思い、問題なしと判断しております。

2 件目も自宅の裏側ということで、すでに現在も耕作されてますんで、特に問題なしというふうに判断しております。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長

ありませんか。

議長

質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長

次の件を報告して頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案集により 3 件目について朗読説明。) 譲受人が耕作者になりますので

利用権の解約はございません。

議長 はい、3件目について茶谷委員さんより報告をお願いします。

茶谷委員 はい、失礼いたします。12月18日10時頃から、湯川委員・是竹委員と私、3人で現地を確認いたしました。今回の物件は、ちょうど今年の12月31日で、利用権設定の方が終了するというので、そのところを確認しに行ったら、続けて耕作するんで、3条申請で購入する方向だということで現地へ見に行きました。稲刈りが終わった後、すでに耕起してありまして。続けて作付けしていただけるものと確認いたしました。周りを見ても別に、いままで続けてやっておられる営農なので問題ないと言うふうに3人で確認したところでございます。よろしくご検討お願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 次の件を報告して頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により4件目について朗読説明。)

議長 はい、4件目について是竹委員さんより報告をお願いします。

是竹委員 はい、それでは報告いたします。12月18日(日)3名で現地を確認いたしました。場所はですね、XXXXXXXXXX線がぶつかったところから約200m下がったところなんです、現在その圃場は、現在の所有者がきちっと作っておられて問題は無いと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、10番委員さん。

10番 はい、10番菰田です。4番の件ですけど、譲受人の経営状況が、0㎡なんですけど、これは個人所有がないからなんですか。

議長 はい、これについて事務局のほうから。

事務局 はい、これは個人所有になりますので(法人経営部分は計上していない)0㎡になっているということです。

10番 はい、解りました。

議長 よろしいですか。

10番 はい。

議長 他にはありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 次の件を報告して頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により5件目について朗読説明。)

議長 はい、5件目について下原委員さんより報告をお願いします。

下原委員 はい、それでは説明始めます。現地確認の方は、相良委員・稲田委員と私3名で令和4年12月14日午前9時から10時半の間に、この他2件、■■■における非農地証明の案件がありましたからこれと含めてやりました。この土地はちょっと前に、譲渡人さんの持ち家を譲受人さんに売却された折に、この土地も一緒に譲渡されたものです。譲渡人は私の同級生で友達なんで、しょっちゅうやり取りしていて、流れが詳細に分かっているんですが、この現地は■■■線、中間部に隣接しておりまして、来年1月初旬からは、鳥獣被害防止総合対策交付金事業メッシュ張りの区域内にあります。圃場の現況はこれまでに譲渡人さんから委託を受け、耕作をしておられた、同じく■■■さんによりましてトラクターで耕起されて、圃場周囲の草刈も適切に実施されていて、当家については全く問題の無い、譲渡、譲受だと思えます。なお、蛇足なんですが、譲渡人さんは、■■■に今、居られるんですが、この他に6反ほど圃場を持っておられて、これを売却したいということで、現在、私が間に入って、買主との交渉をしております。ちょっと値段が折り合いませんので、来年中には何とか目途をつけたいと思いますので、またその節にはよろしく願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 次の件を報告して頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により6件目・7件目について朗読説明。)

議長 はい、6件目・7件目について綿谷委員さんより報告をお願いします。

綿谷委員 ご報告いたします。12月14日8時から、6件目の件なんですが、12月14日8時から、3名の現地調査委員で現地を調査いたしました。申請地につきましては、現場は野菜等を耕作しておられて、周囲の畦畔等につきましては、草刈りをきれいにしておられました。別に変わった所はないと思しますので特に、悪い様なところはありませんでした。

そして7件目ですが、同じく12月14日現地調査委員3名で現地調査を致しました。これは譲受人さんの自宅の進入路になっておる山側なんですが、現に農地については防草シート等を敷きながら畦畔の管理もきれいにされております。別に悪いところは無いと認めたので、特に気になることはございませんでした。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 63 号)

議長 続きまして議案第 63 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」(2 件 2 筆) を議題とします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 33 ページをご覧ください。議案第 63 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」です。

(議案第 63 号の内容「農地法第 4 条の規定による許可申請について」)

申請人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	現況・種別等
■■■■■	田 1 筆 512 m ²	宅地 (始末書提出)	榎奥・原田・黒木清	現況：宅地 第 2 種農地 農用地区域除外済
■■■■■	田 1 筆 47 m ²	墓地	湯川・茶谷・是竹	現況：畑 第 3 種農地 農振地域外

事務局 (議案集により 1 件目について朗読説明。) こちらの方は、既に宅地造成等行われておりましたので始末書の提出をいただいております。

議長 はい、1 件目について榎奥委員さんより報告をお願いします。

榎奥委員 失礼します。12 月 17 日(土) 原田及び黒木両委員と現地調査を行いました。先ほどありましたように、既に造成が済んでいるのが現状でございます。特に問題は無いように思いますので、ご報告いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 次の件を報告して頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 2 件目について朗読説明。)

議長 2 件目について茶谷委員さんより報告をお願いします。

茶谷委員 はい。12 月 18 日、湯川委員・是竹委員さんと私と 3 人で現地を確認いたしました。この場所は■■■■■の脇のところになりまして、個人でお持ちの畑になっているところを転用するというところでございます。行きましたら杭を打ってあって、これという仕切りは出てましたんで、確認しましたが、畑の全面じゃなくて、一部を墓と言う形で利用する様になっていました。別に残りど

うなる訳でもない、排水もちょうど、その畑のすぐ脇を水路が流れておりまして、雨水についても全然問題なく処理できるものと判断いたしました。3人でそんな判断しましたのでご検討よろしくをお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 それでは採決いたします。申請通り許可として取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 64 号)

議長 続きまして議案第 64 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」(8 件 14 筆)を議題とします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 53 ページをご覧ください。議案第 64 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。

(議案第 64 号の内容「農地法第 5 条の規定による許可申請について」)

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	備考
■■■■■ (賃貸借権設定)	■■■■■	田 1 筆 838 m ²	太陽光発電設備	藤高・勝見・黒木啓	第 2 種農地 農用地区域外
■■■■■ (賃貸借権設定)	■■■■■	田 1 筆 1,177 m ²	太陽光発電設備 (始末書添付)	藤高・勝見・黒木啓	第 2 種農地 農用地区域外
■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	田 3 筆 1,619 m ²	太陽光発電設備及 び付帯施設用地	藤高・勝見・黒木啓	第 2 種農地 農用地区域外
■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	田 3 筆 6,834 m ²	●広島県農業会議「意見聴取案件」 資材置場	原田・黒木清・横奥	第 2 種農地 農用地区域除外予定
■■■■■ (地上権設定)	■■■■■	田 2 筆 1,062 m ²	太陽光発電設備	茶谷・湯川・是竹	第 3 種農地 農振地区域外
■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	田 1 筆 497 m ²	宅地	是竹・堀田・湯川	第 2 種農地 農用地区域外
■■■■■ (地上権設定)	■■■■■	田 2 筆 1,165 m ²	太陽光発電設備	堀田・是竹・茶谷	第 2 種農地 農用地区域外
■■■■■ (地上権設定)	■■■■■	田 1 筆 1,605 m ²	太陽光発電設備	堀田・是竹・茶谷	第 2 種農地 農用地区域外

事務局 (議案集により 1 件目から 3 件目について朗読説明。) 2 件目について一部農地に建物等があったため始末書提出。

議長 はい、1 件目から 3 件目について藤高委員さんより報告をお願いします。

藤高委員

はい、すみません、伊尾の藤高と言います。よろしく申し上げます。今、事務局の方から説明がありました1件目・2件目同じ隣地ということで、一回で説明を終わらせてもらおうと思います。場所につきましては、
の近くの1件目から3件目同じ地区であります。この地域は区画が狭く、圃場整備も出来ていないという地域でありまして、ローラーがたくさん設置されつつある場所となっております。この隣地と は隣り合わせで里道を挟んでの申請の案件になって、おそらく里道があるために分けられているのではないかと思います。と接しておりまして、草刈をしてありまして、隣に小さい畑があるんですが、そこも年2回程度は草を刈って在る様な農地だと見受けられます。1件目が58ページと2件目が66ページで現況をちょっと確認してください。1件目は周りをちょっと草刈ってあるくらいで、里道は刈ってありません。66ページについては、年に1回程度は草刈りをされてですね、農地だからということで管理をされているようであります。土地の造成ですが、整地をそのままされて、平らにされて、防草シートを張られるということで、一定程度、草の方の事は考えられて防草シートを張られるんだなというふうに思います。排水については3件とも、隣地の影響なくてですね、の水路から河川の方へ流れて行くものと考えています。別にこれと言った問題は無いと考えられます。以上です。

議長

はい、3件目もお願いします。

藤高委員

3件目は72ページ。こちらの方も、 から へ向かって約500m離れた所の道路沿いということであります。現状につきましては、74ページ・75ページの方をご確認ください。年に数回は草を刈って、農地として管理をされている状況であります。この案件につきましても、土地をそのまま整地されて防草シートを張られるということで、排水についても問題ないと思われれます。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長

ありませんか。

議長

質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長

次の件を報告して頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長

それでは事務局の説明を求めます。

事務局

(議案集により4件目について朗読説明。)

議長

はい、4件目について原田委員さんより報告をお願いします。

原田委員

はい、それでは報告をいたします。去る12月17日、4件目の現地確認を、私と黒木委員・榎奥委員と共に行いましたので、ご報告いたします。当該農地につきましては、現所有者の居住場所から約2km離れた山中にありまして、数年前から所有者が高齢化と体調不良で、耕作を断念されたとの情報を聞いておりまして、我々推進委員としても荒廃農地のパトロール時によくよく見ておりますので、しょうがないかなという状況になりました。隣地は三方が山林で、

資材置場が設置されても影響はないと思われます。また、自然災害などで土砂が流出しても沈砂池を設置される計画もあり、本件の申請につきましては問題ない、と3名の委員は判断いたしましたので報告といたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 次の件を報告して頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により5件目について朗読説明。)

議長 はい、5件目について茶谷委員さんより報告をお願いします。

茶谷委員 はい、同じく12月18日、湯川委員・是竹委員さんと3人で現地確認いたしました。この場所は、XXXXXXXXXXとXXXXXXXXXXの間の道を、北にずっと行った所に申請された所有者さんの自宅がありまして、その裏ですね、農地を太陽光にするということで、場所的にも陽当たりもいいんだろうと思います。周りにあまり迷惑をかける状況ではないと言うふうに判断いたしました。以上、問題ないというふうに判断いたしました。ご検討お願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 次の件を報告して頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により6件目について朗読説明。)

議長 はい、6件目については是竹委員さんより報告をお願いします。

是竹委員 はい、報告いたします。先ほど3条で申しました圃場になります。赤く囲った所が宅地になるんですが、XXXXXXXXXXさんとXXXXXXXXXXさん姉弟です。この圃場の両端、道のある両端には水路を通しますので、別に問題は無いんだと思いますのでよろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 次の件を報告して頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により7件目・8件目について朗読説明。)

議長 はい、7件目・8件目について堀田委員さんより報告をお願いします。

堀田委員 はい、報告申し上げます。12月18日午前中に、是竹委員・茶谷委員・私3人で現地調査を行いました。この2件の案件はですね、実は本年2月の農業委員会総会において審議された案件でございます。どういう事情があったか分かりませんが契約が不成立で、再度、譲受人を替えて申請をされたものでございます。現地調査の結果につきましては前回申し上げました同様でございます。譲渡人さんの家の前と西側の圃場でございます。周辺の農地にさほど影響があるとは思えませんし許可が妥当ではないかと言うふうに思いますが、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 それでは採決いたします。申請通り許可として取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。また、4件目につきましては広島県農業会議へ意見聴取いたします。ありがとうございました。

(議案第65・66号)

議長 続きまして、議案第65号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」及び議案第66号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)について(利用権設定)」は、関連がありますので一括して議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。それでは別冊議案第65号「農用地利用集積計画作成について」について説明させていただきます。2ページをお開きください。農用地集積計画の集計について、説明させていただきます。農用地利用集積計画の集計について読み上げさせていただきます。

(以下、1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について、農用地利用集積計画の集計を概略説明)。

甲山地区	68筆	113,265㎡	世羅地区	152筆	236,945㎡
世羅西地区	179筆	350,084㎡	合計	399筆	700,294㎡

今回は12月末に終期を迎えるものの更新がありますので、その手続きでたくさん出ております。続いて議案第66号「農用地利用配分計画(案)の作成について」ですが、こちらは農地中間管理機構を利用して、農地の貸し借りをされているものになります。甲山地区の5筆4,258㎡(農)アグリテックあかやさん、世羅地区6筆3,474㎡を(農)くろぶちさんが、借り受けをされ

る計画が出ております。説明については以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ございませんか。

議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 本日の議案は全てご審議いただきましたので、協議事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。作田副会長よろしくお願ひいたします。

(議長交代・2番 作田 博)

(議長交代 14 時 49 分)

(10 番 荻田委員・11 番 日南田委員退席)

議長 はい、3 時まで休憩を取ります。3 時から再開しますのでよろしくお願ひします。

(14 時 49 分 休憩)

議長 休憩を閉じて再開します。

(15 時 00 分 再開)

(協議事項)

議長 はい、それでは協議事項(1)「下限面積(別段の面積)の設定について」について事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 126 ページをご覧ください。協議事項(1)「下限面積(別段の面積)の設定について」下限面積の設定を解除するものでございます。大字山中福田字十王堂の 2864-1・2868-1・2868-2 につきまして、令和 4 年第 11 回総会の議案第 56 号において農地法第 3 条の許可処分をしたため解除させていただくものでございます。以上です。

議長 はい、事務局の説明がおわりました。何か質疑・意見はありませんか。

議長 ございませんか。

議長 それでは原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、案が成立しました。

(報告事項)

議長 それでは、報告事項(1)については冒頭に報告がありましたので、報告事項(2)「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集 129 ページをご覧ください。報告事項(2)「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について」相続の関係でございます。(以下議案集により朗読説明)

(報告事項(2)「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について」の内容)

権利を取得した者	当該農地	地目地積	権利を取得した日	権利を取得した事由
■■■■■	■■■■■ ■■■■■他 2 筆	田 1 筆 畑 2 筆 2,841 ㎡	H20 年 8 月 22 日	■■■■■より相続

[REDACTED]	[REDACTED]	田4筆畑1筆 3,113㎡	H20年8月22日	[REDACTED]より相続
[REDACTED]	[REDACTED]	田12筆畑2筆 15,923㎡	R4年9月18日	[REDACTED]より相続
[REDACTED]	[REDACTED]	田1筆畑2筆 3,935㎡	H23年6月24日	[REDACTED]より相続
[REDACTED]	[REDACTED]	畑1筆 377㎡	R2年2月22日	[REDACTED]より相続
[REDACTED]	[REDACTED]	田3筆畑1筆 1,401㎡	R2年3月3日	[REDACTED]より相続

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、はいどうぞ。

13番 13番桜井ですけど、相続の届け出は出してからどのくらいでここに載るんですか。

事務局 基本的には月末締め翌月総会になりますので、先月末までに出していただいたものが今月の総会にあげさせていただいております。

13番 農地中間管理機構の担当へ出した覚えがあるんだけど載ってないよね。

事務局 機構へ提出されたものは、この届出とは違うものですので、この案件ではないです。機構関係での変更書類になると思います。

13番 では、別に手続きが必要ということですね。

事務局 はい、お願いします。

議長 はい、それでは報告事項(3)「非農地証明申請について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集132ページをご覧ください。(以下議案集により朗読説明)
(報告事項(3)「非農地証明申請について(5件5筆)」の内容)

申請人	当該農地	地目地積	かい廃年月日	証明を受けようとする地目	現地調査委員
[REDACTED]	[REDACTED]	畑1筆 264㎡ (現況雑種地) (始末書提出)	H15年頃	地目変更	相良・稲田・下原 (現地確認)12月14日8:50から3名の委員で実施され、問題ないというご意見をいただいております。
[REDACTED]	[REDACTED]	畑1筆 401㎡ (現況私道) (始末書提出)	S41年頃	地目変更	相良・稲田・下原 (現地確認)12月14日8:50から3名の委員で実施され、問題ないというご意見をいただいております。
[REDACTED]	[REDACTED]	畑1筆 120㎡ (現況雑種地) (始末書提出)	S41年頃	地目変更	西・槇橋・若山 (現地確認)12月13日13:30から3名の委員で実施され、問題ないというご意見をいただいております。

[Redacted]	[Redacted]	畑 1 筆	H2 年頃	地目変更	溝上・若山・下野
		89㎡ (現況墓地) (始末書提出)	(現地確認) 12月17日13:30から3名の委員 で実施され、問題ないというご意見をいただいで おります。		
[Redacted]	[Redacted]	田 1 筆	S50 年頃	地目変更	溝上・若山・下野
		66㎡ (現況私道) (始末書提出)	(現地確認) 12月17日13:30から3名の委員 で実施され、問題ないというご意見をいただいで おります。		

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

議長

それでは、報告事項(4)「農地法第5条の規定による許可条件の履行延期について」事務局より報告を求めます。

事務局

はい、議案集149ページをご覧ください。報告事項(4)「農地法第5条の規定による許可条件の履行延期について」です。(以下議案集により朗読説明)
(報告事項(4)「農地法第5条の規定による許可条件の履行延期について」の内容)

申請者	台帳地目等	転用目的	当時の工期等	履行延期となった理由	履行延期期間
(受) [Redacted] (渡) [Redacted]	畑 1 筆 449㎡ 第2種農地 農用地区域外	太陽光パ ネル設置	完成 許可後1年以内 (R4.11.25)	資材の輸入遅延や輸入先 の変更に伴う在庫の確保 に時間を要し、かつ工事 の自粛により許可条件の 期間内に着工が出来ない ことが明らかとなったた め	R5.11.25
(受) [Redacted] (渡) [Redacted]	畑 2 筆 419㎡ 第2種農地 農用地区域外	太陽光パ ネル設置	完成 許可後1年以内 (R4.11.25)	資材の輸入遅延や輸入先 の変更に伴う在庫の確保 に時間を要し、かつ工事 の自粛により許可条件の 期間内に着工が出来ない ことが明らかとなったた め	R5.11.25

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

議長

それでは、報告事項(5)「農地転用(農業用施設)届出書の受理について」事務局より報告を求めます。

事務局

はい、議案集150ページをご覧ください。報告事項(5)「農地転用(農業用施設)届出書の受理について」です。これは、農地法施行規則第29条第1項(農地の転用の制限の例外)に該当するもので、農地法第4条の例外で、農地法第5条は対象にはなりません。(以下議案集により朗読説明。)

(報告事項(5)「農地転用(農業用施設)届出書の受理について」の内容)

届出人	当該農地	地目地積	事業概要	土地利用計画
■■■■	■■■■ ■■■■	田 1 筆 139 m ² (現況宅地)	農業用倉庫 1 棟 (始末書提出)	該当なし

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(6)「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集 155 ページをご覧ください。報告事項(6)「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」です。(以下議案集により朗読説明。)

(報告事項(6)「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」の内容)

事業者	当該農地	事業の目的	事業概要	種別・農振計画
■■■■	■■■■ 畑 1 筆 255 m ² の内 7.84 m ²	携帯電話サービス 拡大及び品質改善	無線通信用電波塔 (14.77m コンクリート柱)	第2種農地 農振農用地 区域外

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 報告事項(7)「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集 161 ページをご覧ください。報告事項(7)「農業相談について」です。相談日は令和 4 年 12 月 7 日(水)に大見自治センターで、荻田委員・安井委員さんと行わせていただきました。相談内容は、1 件目が農地の一部購入についてということで相談がございました。自宅前の農地の一部を購入し、駐車スペースとして利用したいのでどの様な手続きで行えばよいか。回答が利用権者と地権者で利用権設定の合意解約を行い再度の契約(残地部分に対して)が必要。3 番目に、中山間直接支払交付金の対象農地が確認して事後処理の必要がある。4 番目については、所有権移転を伴いますので分筆が必要ということで説明させていただいております。いずれにしても事務局を訪問されて詳細を聞くようにと伝えていただきまして、後日、来られまして農振農用地区域等ご説明させていただいております。続いて 162 ページをご覧ください。2 件目でございます。相談内容は、農振農用地除外についてということで相談がございました。太陽光発電業者に売りたいと思うが、農振農用地区域なので解除申請は業者が出来るかどうかでございます。回答でございますが、基本的には地権者が行うということで回答させていただいて、また、申請は年 3 回であり、直近は 2 月末であるので転用されるのであれば、手続きを急がれるように伝えるということと、申請書類の持ち合わせが無かったということで、役場の担当課へ取りに来てほしいということでお伝えをさせていただいております。同日、会長の方からちょっと事務局の方へ報告がありまして、農振農用地除外ができたとしても太陽光への転用は出来ない場合がございますという

ことで、話をさせていただいております。基本的には農振地域から除外された後に、そこが圃場整備された農地であったり、10ヘクタール以上の集団農地ということであれば、第1種農地になりますので、営農型でない通常の太陽光発電への転用許可はできない状態になっております。以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

(連絡事項)

議長 それでは、連絡事項(1)「今後の日程について」事務局から連絡をお願いします。

事務局 はい、それでは、議案集163ページをご覧ください。「今後の日程」です。
(以下、議案集により朗読説明)

(連絡事項(1)「今後の日程について」内容)

月 日	内 容	場 所	出席予定者	備 考
1月11日	農業相談	伊尾自治センター	吉儀委員 夏見委員	年始のため変更
1月10日	世羅町農業委員会役員会	世羅町役場南館2階 打ち合わせ室	役員全員	9:30~
1月25日	第1回世羅町 農業委員会総会	世羅町役場 南館3階 会議室2	委員全員	13:30~

以上です。

議長 その他、事務局から何かありますか。

議長 委員の方から連絡することがございますか。

議長 はい、では会長。

1番

はい。先般配られましたガイドラインの改正の資料から、どうも分かりにくかったものですから、少し字を太くして、分かり易いように書き替えてみたものをお配りしています。これを以って次回の非農地判断の役に立てていただければと言うふうに思って作って来ました。よく読んでいただくと非農地にするのですね、今まで我々としてはすごい抵抗感があったんですけど、これを見ますと「かなりできるんだな」というふうなことが読み取れますので、是非よく読んでいただければと思います。それから、新聞の切り抜きですが、太陽光の関係でお持ちしました。一つは、五島列島に浮かぶ島について、完成すれば150万枚もの太陽光パネルが設置される。島の1/4が太陽光パネルになるという記事でございます。で、中々これが前に進まない。買取の期限は40年9月まで、発電開始が1年遅れるごとに約200億円を失う計算だという。さすがに150万枚もあればすごい大きな金額になるんだなと目を引いたわけでございます。それから1/4ということになると、環境保全ということもあってですね、非常に地元の方は危惧されているということを書いてあります。それからもう1件、「鉄 脱炭素急ぐ 電炉に期待」ということで書いてあります。鉄やプラスチックの様に、製造に多くのエネルギーを要する素材産業は脱炭素のハードルが高い。こうした中に鉄鋼業界で新たな取り組みが進んでいる。太陽光発電が普及する九州では、好天の昼間に供給が需要を上回る可能性がある。

これは皆さんニュースでもご承知と承知と思いますが、買取はやめるといふ、中止するとたびたびニュースがありましたけど、この電気を使つてですね、製鉄会社がこれを活用して行こうという記事です。何れにしても、脱炭素、カーボンニュートラルということで国を挙げての動き方になっているということが、これから読み取れるなというふうに思いましたのでお持ちしました。また読んでみてください。はい、以上です。

議長 はい、事務局から。

事務局 今年度、最適化推進委員さんに実施していただいた農地パトロールの結果を基に、今月末に「農地の利用意向調査」及び「非農地通知」を発送させていただく予定です。また、非農地通知の件数等につきましては、来月の総会にて件数等ご報告させていただきたいというふうに思います。農地の所有者さんへ書類が届くと思いますので、何かございましたら、非農地通知につきましては「法務局にて地目変更登記」をしてもらいたいという話と、利用意向調査につきましては、今後、自分で耕作されるのか、農地中間管理機構に貸し出すのかという様なところを記入いただいて、返信用の封筒も同封しますので事務局へ郵送してほしいということをお伝え願えればというふうに思います。以上です。

議長 その他、委員の方から何かありますか。

議長 はい、ありがとうございます。これを持ちまして第12回世羅町農業委員会総会を終了します。本日の会場の片付けは1番委員さんから7番委員さんをお願いしますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

(閉会)

(閉会 15時24分)